

学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)とは!?

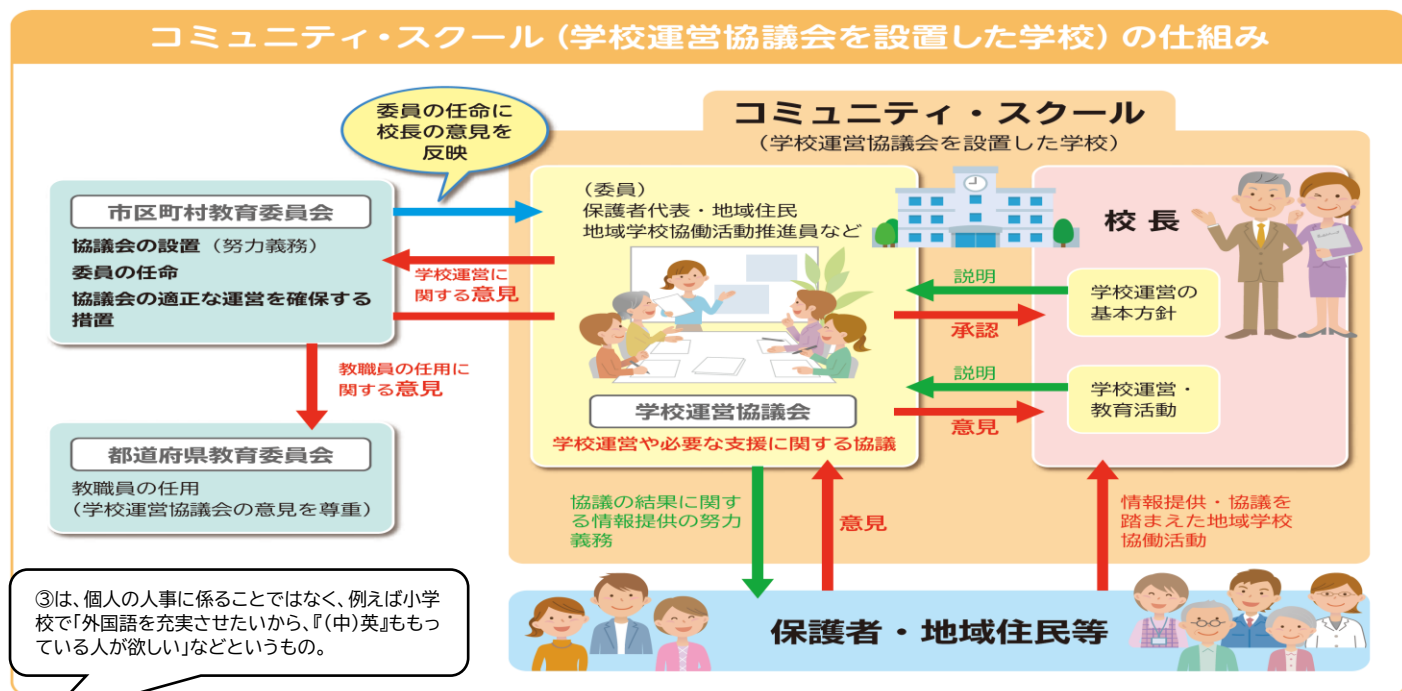
学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)は、今年度、松江市立全小・中・義務教育学校及び皆美が丘女子高等学校において設置完了となりました。本制度は、島根県のお他市町村を見てもまだ設置していない所も多いですが、全国的には R3.5.1現在で46都道府県11856校(全国の学校のうち33.3%)が設置完了となっています。この制度は、簡単に言うと「**学校の運営に地域や保護者の声を生かす仕組み**」のこゝです。文部科学省の資料を引用すると

○学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)とは、平成16年に初めて法律上に規定され、学校運営に関して協議する機関として、各学校において地域の住民、保護者等により構成される「学校運営協議会」の設置を可能とした制度のことです。平成29年には法改正が行われ、この協議会においては、従来の「学校運営に関する協議」に加え、「学校運営への必要な支援についても協議を行うもの」とされました。また、その際の主な改正点の1つとして、学校運営協議会の設置が教育委員会の努力義務となったことも挙げられます。

○この制度は、学校と保護者、地域の住民がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、子どもたちの豊かな成長を支え、「地域とともにある学校づくり」を進めるための仕組みであり、学校と地域住民等が力を合わせて学校運営に取り組むことができる仕組みです。

※ただし、学校運営の責任者は校長であり、学校運営協議会が校長の代わりに学校運営を決定・実施するものではありません。

というものです。

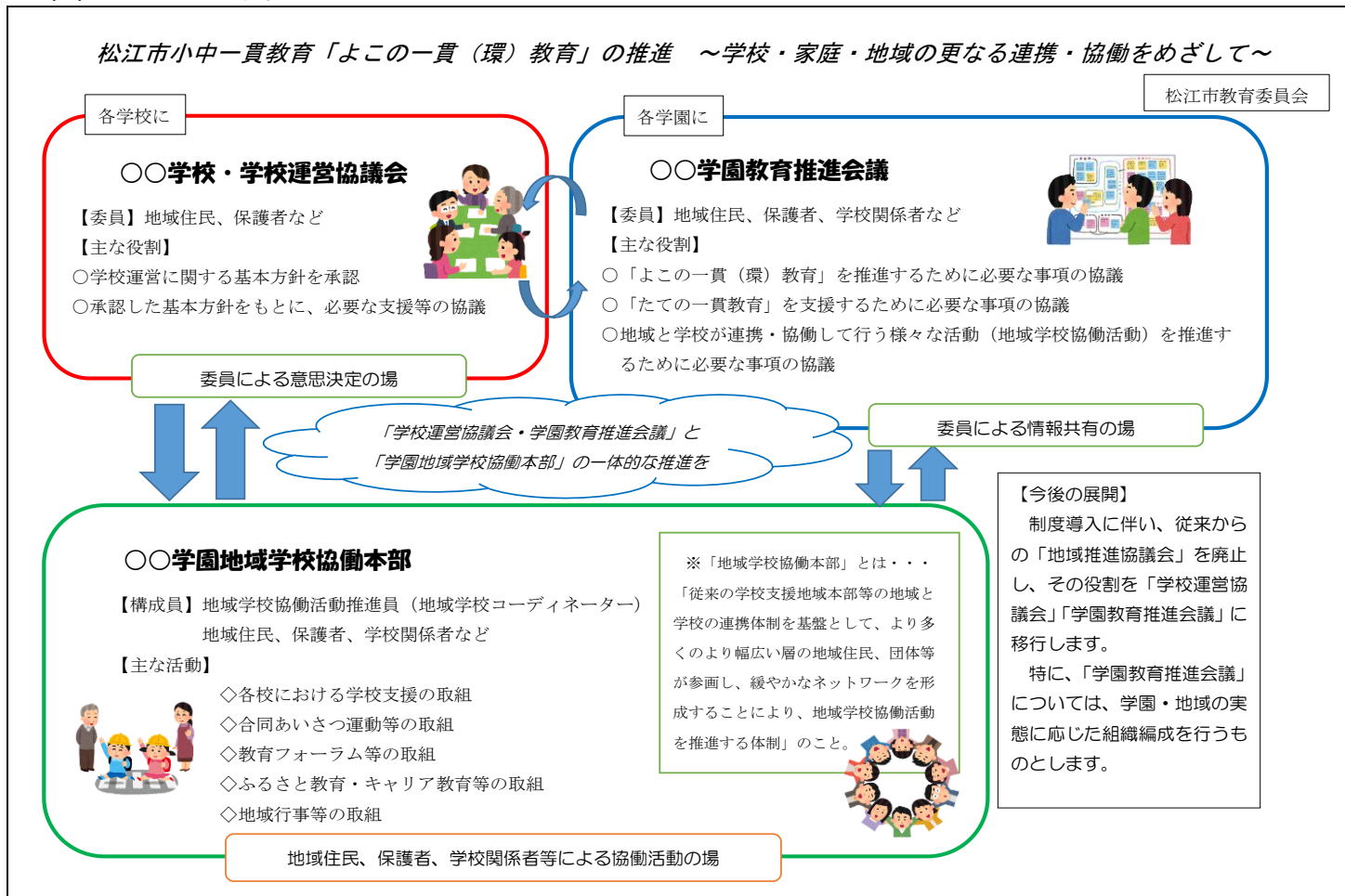


- ①校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること
- ②学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べることができる
- ③教職員の任用に関して、教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる

松江市の学校運営協議会について

前述の通り、松江市も各校に「学校運営協議会」を設置しました。しかし、これでは各校完結となり、その協議会で協議されたこと等を「学園」内(中学校区)の他の学校、地域の人が知らないということになってしまいます。これでは、本市の求める「学園で子どもを育てる」ということにはなりません。そこで、「学園」という広い地域の中で共通理解を図り、学園内の他校の様子を知ることに加え、子どもたちについて話し合う場として、本市独自の「学園教育推進会議」を位置づけています。

また、学校・学園の目的の達成に向かうために具体的に動いて子どもたちと地域をつなげる場、人と人をつなげる場を「地域学校協働本部」、つなげる人を「地域学校協働活動推進員（地域学校コーディネーター）」として位置づけています。



仕組みの運営は管理職。では…**学校と地域の連携…先生方のまずすべきこととは!!**

○地域学校コーディネーター(CN)との連携及び積極的な活用

まずは何より、授業の見直し、マネジメントに尽きます。各校の課題解決に向けて「～の力をつけさせたいから、このような学習を組もう」、そのために「～へ出かけよう」「～さんをお呼びしよう」。そして、「地域の学習支援ボランティアさんたちを集めたいから、CN にいついつまでに相談しよう」などといったものです。「～に詳しい人をだれか紹介してください」とCN に早めにお願ひすると、地域の方を紹介してくれますのでどんどん声をかけてください。

○学校内の連絡調整

これまでよりも、地域の方々と関わるが増えます。そこで、出会ったら「あいさつ」はもちろんのこと、学校に誰が来られるのか、教職員間・管理職での周知が必要です。

○学校に来られる人が気持ちよく過ごすために

「子どもたちの心のこもったあいさつや、一生懸命考えたお礼の言葉を聞くとうれしくなる」と学習活動に入られた地域の方、CN からよく聞きます。相手の思いにたって動ける子どもたちに段階を追って変容していくといいですね。